

平成 17 年 10 月 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 平成 17 年度年度計画

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの期間における業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

機構の設立初年度である平成 17 年度において、必要最小限の組織として、総務部、経理部、企画部、関西業務部の 4 部を設置し、組織運営の効率化に努める。

2 業務リスクの管理

的確な業務リスクの管理を行うため、平成 17 年度において以下の取組を徹底する。

- ① 会社（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）との新協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。
- ② 債務返済に係る借換資金の安定的確保や金利コストの低減のため、調達が多様化など、適切な措置を講ずる。

3 業務コストの縮減

外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、市中金利の動向を踏まえた上で安定的に低利での資金調達を行うことにより、業務コストを可能な限り縮減する。

4 積極的な情報公開

次に掲げる取組を実施することにより、当面可能な限りの情報公開を行うとともに、

公開内容の充実を図る。

① 財務内容の公開

開始貸借対照表を公開するとともに、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。

② 資産の保有及び貸付状況の公開

機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を記載した台帳（以下「道路資産台帳」という。）に記載する情報について、国民に提供できる環境を整備する。

③ 債務返済の見通しの根拠の公開

新協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。

④ 費用の縮減状況等の公開

高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。

⑤ ホームページの充実

ホームページを重要な情報の提供手段として位置付け、内容を充実し、利用者にとって価値のある情報の提供を行う。

なお、英語版については、年度内に公開できるよう整備を図る。

⑥ 業務パンフレット等による広報

機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施する。

1 高速道路に係る道路資産の保有、貸付け

① 道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、機構が保有し、会社に貸し付けている高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握する。

② 道路資産の貸付けに当たっては、会社が、その資産の適切な保全に配慮しつつ、適切に良好な状態に保つように維持し、修繕することを十分に確認することとする。会社と、貸し付けた道路資産の維持、修繕その他の管理の実施状況について適切に連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

- ① 新協定の締結及び業務実施計画（法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）の策定に当たって、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償うものとなるよう定める。

また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。
- ② 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、次に掲げる点に留意し、債務の管理を適切に実施することとし、機構の有利子債務残高について、中期目標期間の期初時点における 37.4 兆円から、暫定協定に基づき本年度末時点において 36.6 兆円に減少させる。
 - 1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 6 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、平成 17 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
 - 2) 首都高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 2 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）、阪神高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 5 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）並びに高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路以外の高速道路に係るそれぞれの有利子債務については、平成 17 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
 - 3) 新協定の締結及び業務実施計画の策定に当たって、各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第 12 条第 1 項第 5 号又は第 6 号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内とすること。
 - 4) 新協定の締結及び業務実施計画の策定に際して、全国路線網に属する高速道路（法第 13 条第 2 項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算すること。
- ③ 債務の返済に充当する道路資産の貸付料及び機構が収受する占用料その他の収入の確保を図り、一方で、低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制することとする。
- ④ 金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努めるため、具体的な仕組みを

検討する。

3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け

- ① 新協定の締結に当たって、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）のうち新設及び改築に係るものについては、供用予定区間を単位とすることを基本とし、適正な額を設定する。
- ② 新協定の締結に当たって、修繕に係る債務引受限度額を設定する場合は、修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、その単位ごとに適正な額を設定する。
- ③ 会社から債務を引き受ける際には、対象となる道路資産に対し、当該引受額が適正な額であることを十分に確認する。
- ④ 道路資産が機構に帰属する場合には、当該道路資産の内容の確認を適正に実施する。

4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

新協定の締結に当たって、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定する。

また、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額の縮減を行うよう、新協定の締結に当たって、会社

の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、会社に対して助成を行う仕組みを定める。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとする。

7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築する。

また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。

なお、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。

8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図る。

9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

- ① 本州と四国を連絡する鉄道施設（以下「本州四国連絡鉄道施設」という。）について、鉄道事業者から当該施設の管理費用等に充てるために必要な利用料を確実に徴収し、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため必要な当該施設の管理を行う。
- ② 本州四国連絡鉄道施設について災害が発生したときは、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、速やかな復旧を行う。

10 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施する。

① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。

② 高速道路事業の総合的なコストの縮減

新協定の締結に当たって、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。

③ 高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を機構の設立後 45 年以内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、多様で弾力的な料金施策やインターチェンジの拡充等、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう協議会等を通じて会社に促す。

④ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進

費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促す。

⑤ 環境への配慮

環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく「平成 17 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を 100%調達する。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。

⑥ 危機管理

地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、会社及び関係行政機関と協力して、防災業務計画等に基づき、迅速かつ的確な情報収集及び伝達等の措置を講ずる。

また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不特定）等を適宜実施することにより、発災時に備える。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 財務体質の強化

債務の早期の確実な返済を図るため、次の取組を実施する。

- ① 新協定の締結に当たって、暫定期間内の業務の実施状況を勘案し、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握するなど、的確に対応する。

- ② 債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料は、機構債務の返済財源の大半を占めることから、機構と会社の両者の合意に基づく新協定の締結時及び機構に対する国土交通大臣の業務実施計画の認可時における審査過程等を通じ、適正性の審査を厳格に行うとともに、確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。
- ③ 安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、調達資金に係る金利コストを低減させるとともに、徹底した業務コストの縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制する

2 予算（別表1のとおり）

3 収支計画（別表2のとおり）

4 資金計画（別表3のとおり）

IV 短期借入金の限度額

一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 6,500 億円とする。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

VI 剰余金の使途

剰余金は予定していない

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

該当なし

2 人事に関する計画

① 方針

- 1) 機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。
- 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。

② 人員に関する指標

発足時における常勤職員数を 90 人とする。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成17年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	851,309
道路業務収入	850,893
鉄道業務収入	416
政府等出資金受入	71,800
政府等補助金受入	12,279
債券及び借入金	1,339,618
社会資本整備事業収入	1,308
業務外収入	22
計	2,276,336
支出	
債務返済費	2,572,878
東京湾横断道路償還金	114,404
無利子貸付金	44,079
経営努力助成金	0
業務管理費	1,217
高速道路管理費	796
鉄道施設管理費	421
一般管理費	1,436
人件費	572
物件費	864
業務外支出	50,005
計	2,784,019

【人件費の見積り】

期間中総額498百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	801,803
経常費用	801,803
道路貸付業務費	440,000
助成業務費	0
鉄道施設利用業務費	5,201
一般管理費	1,399
人件費	576
経費	823
財務費用	349,520
道路資産取得関連費用	5,678
雑損	5
臨時損失	0
収益の部	815,599
経常収益	815,599
受取貸付料	809,050
占用料収入	140
連結料収入	1,190
受取施設利用料	378
その他の売上高	19
補助金等収益	0
資産見返負債戻入	0
鉄道施設建設見返債務戻入	4,800
財務収益	22
雑益	0
臨時利益	0
当期純利益	13,796
当期総利益	13,796

(注1)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	2,786,562
業務活動による支出	409,531
管理費支出	52,653
その他支出	356,878
投資活動による支出	44,079
財務活動による支出	2,330,404
次期への繰越金	2,548
資金収入	2,786,562
業務活動による収入	722,026
投資活動による収入	1,308
財務活動による収入	1,411,418
前期よりの繰越金	651,810

(注1)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団からのものを示す。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成17年度)

【高速道路勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	850,893
道路業務収入	850,893
政府等出資金受入	71,800
政府補助金受入	12,279
債券及び借入金	1,339,618
社会資本整備事業収入	1,308
業務外収入	0
計	2,275,898
支出	
債務返済費	2,572,878
東京湾横断道路償還金	114,404
無利子貸付金	44,079
経営努力助成金	0
業務管理費	796
高速道路管理費	796
一般管理費	1,430
人件費	569
物件費	861
業務外支出	50,005
計	2,783,592

【人件費の見積り】

期間中総額495百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区分	金額
費用の部	796,596
経常費用	796,596
道路貸付業務費	440,000
助成業務費	0
一般管理費	1,393
人件費	573
経費	820
財務費用	349,520
道路資産取得関連費用	5,678
雑損	5
臨時損失	0
収益の部	810,380
経常収益	810,380
受取貸付料	809,050
占用料収入	140
連結料収入	1,190
その他の売上高	0
補助金等収益	0
資産見返負債戻入	0
財務収益	0
雑益	0
臨時利益	0
当期純利益	13,784
当期総利益	13,784

(注1)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	2,785,141
業務活動による支出	409,104
管理費支出	52,226
その他支出	356,878
投資活動による支出	44,079
財務活動による支出	2,330,404
長期借入金の返済による支出	611,054
債券の償還による支出	1,719,350
次期への繰越金	1,554
資金収入	2,785,141
業務活動による収入	721,599
投資活動による収入	1,308
財務活動による収入	1,411,418
前期よりの繰越金	650,816

(注1)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団からのものを示す。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成17年度)

【鉄道勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	416
鉄道業務収入	416
政府等補助金受入	0
業務外収入	22
計	438
支出	
業務管理費	421
鉄道施設管理費	421
一般管理費	6
人件費	3
物件費	3
業務外支出	0
計	427

【人件費の見積り】

期間中総額3百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区分	金額
費用の部	5,207
経常費用	5,207
鉄道施設利用業務費	5,201
一般管理費	6
人件費	3
経費	3
財務費用	0
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	5,219
経常収益	5,219
受取施設利用料	378
その他の売上高	19
補助金等収益	0
資産見返負債戻入	0
鉄道施設建設見返債務戻入	4,800
財務収益	22
雑益	0
臨時利益	0
当期純利益	12
当期総利益	12

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区分	金額
資金支出	1,421
業務活動による支出	427
管理費支出	427
その他支出	0
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期への繰越金	994
資金収入	1,421
業務活動による収入	427
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	994

(注1)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は本州四国連絡橋公団からのものを示す。